



## 報道発表資料

令和2年5月8日

【照会先】

山形労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 小友 有子

職業対策課長補佐 小林 正治

事業所給付監査官 東海林 芳弘

電話 023-626-6101

5月の土曜日、日曜日の午前 10 時から午後5時まで、山形労働局に「雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金」の電話相談窓口を設置いたします。

～雇用調整助成金等を活用して、従業員の雇用の維持をお願いします～

山形労働局では、多くの事業主の方々に雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金を積極的に活用していただくとともに、これらの助成金の支給迅速化を図るため、5月の土曜日、日曜日に電話相談窓口を設置いたします。

### 1. 相談窓口

【実施施設：山形労働局】

開設期間は令和2年5月9日（土）～5月31日（日）の土曜日及び日曜日、開設時間は、午前10時～午後5時です。

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を受給するための手続きや助成金申請に関する電話によるご相談に対応いたします。

電話番号：023-626-6101

### 2. その他

- ・ 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものです。
- ・ 山形労働局では、相談時間の短縮のため、全国の労働局に先駆けて、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請に関する説明動画を作成し、山形労働局のホームページに掲載しております。助成金の活用をご検討の方には、この動画をご覧いただきながら、相談いただくよう、ご協力をお願いしております。